

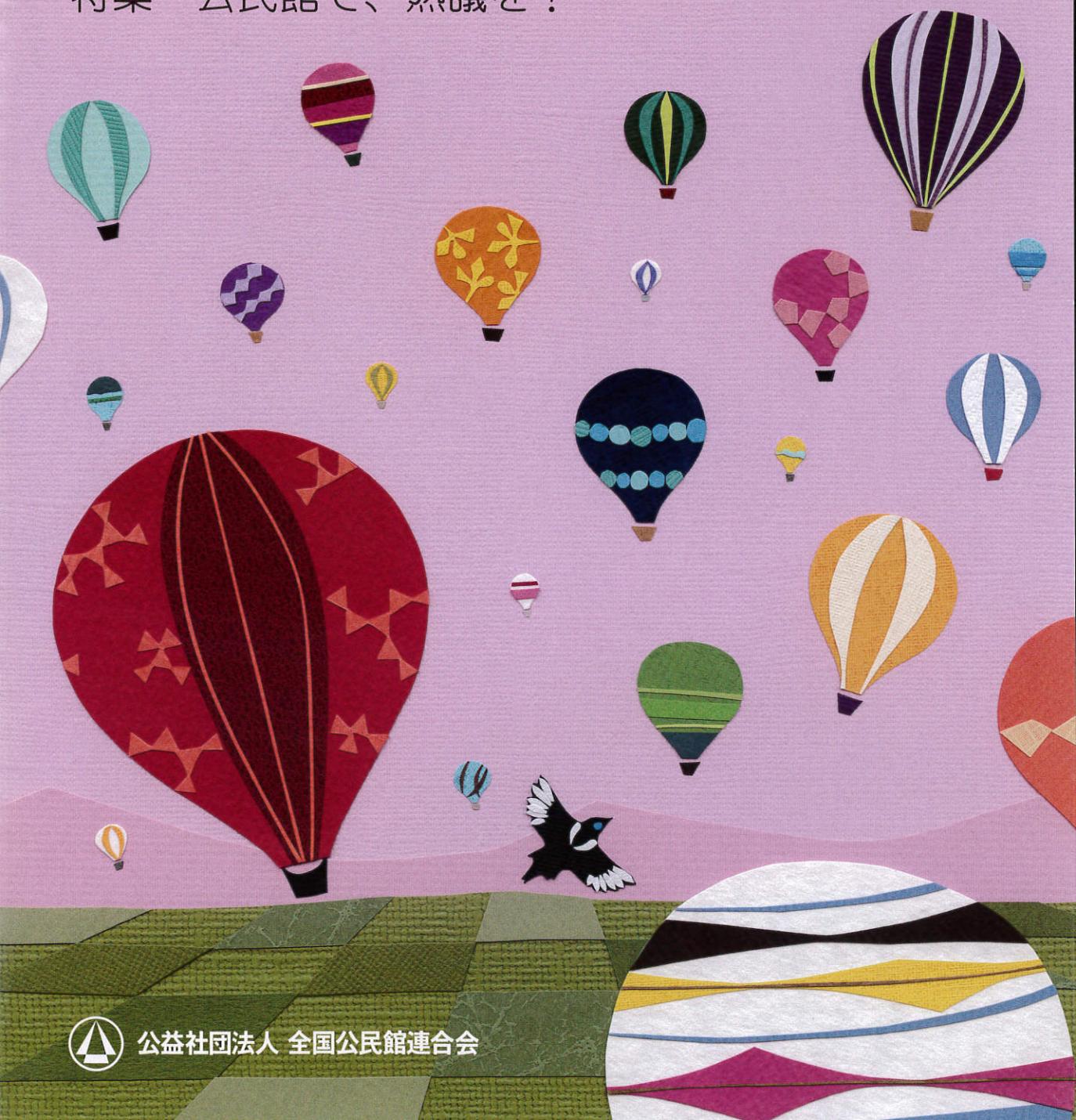
月刊公民館

10

OCTOBER
2012

昭和33年7月15日 第3種郵便物認可 平成24年10月1日発行（毎月1回1日発行）10月号通巻665号

特集 公民館で、熟議を！



公益社団法人 全国公民館連合会

犯罪の被害者を支援する社会づくり

認定NPO法人 全国被害者支援ネットワーク

はじめに

私たちが犯罪被害に遭うことはまれで、多くの人々は平穏な毎日を過ごしています。しかし、私たちのだれもがいつ犯罪被害に遭遇するかわかりません。

犯罪は、何の前ぶれもなく突然おこり、理不尽に、一方的に身体を傷つけ、大切な財産や命までも奪います。被害者やその家族が受けけるダメージは想像を超え、日常生活をはじめ、その後の人生にも大きな影響を及ぼすことが少なくありません。

被害に遭われた方は、社会への安心感、人に対する信頼感、将来の夢や希望のある生活を取り戻すため、精一杯努力しつつも、孤立し、苦しい思いをしている方も多いのが現状です。

私たちは、そのような被害者の方々に寄り添い、犯罪被害の軽減・回復のために全国で支援活動を行っています。

1 犯罪の被害に遭うということは

犯罪被害に遭うと、大きな精神的ダメージを長く抱えるとともに、怪我を負ったり、行政窓口や警察、裁判所で複雑な手続きにかかわらなければならなくなるなど、さまざまな困難なことに直面します。

犯罪の被害に遭ったことにより、恐怖や不安にさいなまれるだけでなく、孤独感に苦し

んだり、自分が被害に遭ったこと、身近な人が被害に遭ったことを自分の責任のように感じて自分を責めてしまうことも多くあります。特に、性被害に遭った場合などは、自尊感情を失い、自分自身を大切に思えなくなってしまいます。被害から日が経っても、被害時の記憶がフラッシュバックしたり、P.T.S.D.（=心的外傷後ストレス障害）という精神疾患に及ぶ場合もあります。

犯罪被害によって怪我を負った場合、性被害に遭って検査や処置が必要な場合、心理的なケアが必要な場合は、突然犯罪の被害に遭って精神的に混乱したなかで入院や退院、その手続きを行わなければなりません。

捜査段階や裁判では、二度と思い出したくない被害のことを何度もくり返し語らなければならることも被害者の方には大きな負担になります。世間から注目されるような事件になると、昼夜を問わずマスコミからの過剰な取材や報道に苦しめられ、それから逃れるため自宅へ戻ることができないような場合もあります。

また、生活面での問題に加え、転居を余儀なくされる、仕事を辞めざるを得なくなる、一家の大黒柱を失うなど経済的な負担も重くのしかかってきます。

たとえば、自宅やその周辺で被害に遭うと、そこに居住を続けることはとてもむずかしく、経済的な余裕がなくとも転居を余儀な

くされます。また、多くの被害者の方は被害後、精神的に不安定な状態から休職や退職をしなくてはならない状況に陥ったり、事情聴取や裁判によって仕事を休まなければならぬこともあります。

また、証人として出廷する場合を除き、裁判に参加をする被害者には交通費が支給されないため、法律で認められた「被害者参加制度」を利用する際に、被害者は自費で交通費を負担しなくてはならないという制度上の問題もあります。

2 「被害者支援センター」による支援

全国被害者支援ネットワークは、民間団体として犯罪被害者等の支援活動を行う全国47都道府県、48の「被害者支援センター」によって組織され、全国どこでも、いつでも、途切れることのない被害者支援が行われることをめざして活動しております。

平成4年に少数のボランティアによって始めた活動ですが、平成8年に警察庁が「被害者対策要綱」を定めて犯罪被害者支援を警察本来の職務のなかに位置づけ、担当部署（犯罪被害者支援室）を設置したのを契機に、私たちは警察の協力を得て全国各地に被害者支援センターを立ち上げ、平成10年には「全国被害者支援ネットワーク」を設立し、現在では全都道府県に「被害者支援センター」が設置されるまでになりました。

「被害者支援センター」は、専門的な知識をもった支援員が犯罪被害者等からの相談に応じて法律や心理面でのサポートを提供したり、行政窓口での複雑な手続きの支援などの活動を行っています。

また、被害直後の早い時期からの支援を実現するために、「犯罪被害者等早期援助団体」の制度があります。

被害に遭われた直後の被害者や家族（遺族）の方々の多くは、ショックで混乱状態に陥り、日常生活に支障をきたす場合もあります。都道府県公安員会は、支援を適正・確実に行うことができるセンターを早期援助団体として指定し、被害者等が支援を必要とする場合、事件を取り扱った警察が、被害者や家族の同意を得たうえで指定団体へ情報を提供し、連絡を受けた支援センターが必要とされる支援を行います。現在、全国被害者支援ネットワークに加盟する48団体のうち、41の支援センターが早期援助団体として、警察からの情報提供によって被害者の早期支援を行っています。

被害者支援センターが行っている支援活動を紹介します。

(1) 犯罪被害に関する相談

すべての支援センターで、犯罪被害に関する電話相談を行っています。

また、必要に応じて面接相談を行ったり、外出がむずかしい方にはご自宅を訪問して相談に応ずることもあります。専門家や専門的な訓練を受けた支援員が被害者の気持ちに寄り添ってお話をうかがい、それぞれのニーズに沿って必要な情報提供を行っています。

支援センターによっては、犯罪被害者支援に精通したカウンセラーによるカウンセリングがセンター内で受けられるところもあります。



被害者支援都民センターの電話相談室

(2) 病院・警察・裁判所などの付き添い

被害者の方々は、被害に遭った直後から、心身の疲弊した状態で病院や福祉事務所、警察や検察、裁判所への行き来や、それらの職員との折衝など、不慣れな社会的行動を余儀なくされ、苦労することも多くあります。事情をよく知る支援者が付き添い、必要に応じて助言をしたり、折衝を代行したりすることで負担を軽減することができます。

たとえば、裁判所へ赴くときは、加害者やその関係者に接すことへの不安や緊張が高まり、傍聴券の手配や法廷でのやり取りを理解するのに苦労するため、支援者が付き添い、必要に応じて検察官に裁判の説明を求め、傍聴席の手配を行います。また、被害者が裁判に参加する場合は証言や意見陳述の準備をお手伝いすることもあります。最近では、支援員も法廷のバーのなかに入り被害者の方の隣に寄り添って支援を行うことができる機会も増えています。

心理面でも、たとえば警察の現場検証への立ち合いで被害に遭ったときのことがフラッシュバックして気分が悪くなったり、裁判に参加して被告人の言動や法廷で明らかにされた事実に直面するなどして傷つくことも少なくありません。そのような場合に迅速な対応をするために、被害者をフォローする専門家の付き添い支援がとても重要になってきます。

(3) 日常生活の支援

精神的な打撃によって思考や感情がまひして、それまでできていた行動や判断を取れなくなることは、被害者の方によくみられる現象です。そのような方のサポートとして、支援員が葬儀のお手伝いや日常の家事・育児をお手伝いすることもあります。また、被害者が警察での事情聴取や裁判の傍聴、証人出廷、裁判に参加する際にお子様の面倒をみる

こともあります。

(4) 被害者や家族・遺族の方の交流場所の提供

多くのセンターでは、同じような被害に遭われた被害者や家族・遺族の方の「自助グループ」に交流場所を提供したり、運営の手伝いをしています。気持ちを共有したり表現できる場が被害者の回復の一助になります。

このように、センターではさまざまな支援を行っています。今では、全国で約2万件／年を超える被害者やご家族からの相談を取り扱い、犯罪被害者に対する精神的支援、経済的支援、裁判所への付き添いなどの直接的支援を約7,000件／年行っています。

3 1人でも多くの市民の方に被害者支援を理解していただくために

犯罪被害に遭ったことで苦しんでいる被害者にとって、事件について根拠のない噂をたてられたり、興味本位で気持ちをふみにじられたり、心ない言葉をかけられたりするのは、とてもつらいものです。周囲の無理解や誤解が原因で、周囲の言動による傷つき（＝二次被害）を受けることがあります。

平成18年12月、被害者支援都民センターが行った調査によれば、二次被害（犯罪被害を受けた後に、周囲からの中傷や興味本位の質問、世間の誤った見方等により犯罪被害者が受けた二次的な被害）を受けたと答えた犯罪被害者のうち、58.3%が「近所の人」から二次被害を受けたと答えております。このような犯罪被害者を取り巻く現状を考え、市民の皆さんには、犯罪被害者の置かれている状況や被害者支援活動に対する理解を深めていただきたいと思っています。

このように、市民の方々に犯罪の被害に遭われた方がどのような状況に置かれるか、



犯罪被害者週間の全国一斉募金活動のようす



全国被害者支援フォーラム2011
被害者の方々によるパネルディスカッション



法科大学院における被害者支援の講義

そしてその支援の必要性を知っていただくことが、被害者の方が「元の生活に近い生活」を取り戻し復帰していくことのできる社会、ある日突然犯罪の被害に遭われ大切なものをたくさん失ってしまった方をあたたかく受けとめ、寄り添うことのできる共生社会への第一歩です。

私たちは、毎年11月25日～12月1日の「犯罪被害者週間」を中心に、啓発活動や募金活動を行っています。毎年秋には東京で「全国被害者支援フォーラム」を開催し、また法曹

をめざす学生を対象に、法科大学院で被害者支援に関する講義を開催するなどして、社会啓発に努めています。

しかし、支援センターについての認知度はまだ低いと思っています。事件後、被害に遭われた方が最も困難に直面する早い時期から支援につながるためには、少しでも多くの方に被害者支援センターの活動を知っていただくことがなお重要です。

市民の皆さまが普段からよく利用される公民館で、犯罪被害者支援の講座を開催していただければ、真に市民参加による被害者支援の輪がさらに広がっていくことと思います。

もし犯罪の被害に遭った場合、「被害者支援センター」でどのような支援を受けることができるか、またはご家族や身近な人が犯罪の被害に遭った場合にどのように接すればよいか、などを内容とする犯罪被害者支援の講座を無料で行います。

講座のお申し込みは、ご希望日の1か月以上前にお電話で下記までご連絡ください。また、全国被害者支援ネットワークに加盟している「被害者支援センター」へ直接ご連絡いただいても構いません。

（全国の「被害者支援センター」は、<http://www.nvvs.org/list/index.html>から検索いただけます。）

【お問い合わせ先】

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10
東京外国语大学本郷サテライトキャンパス 6F
認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク事務局

TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
担当：鈴木 智里(c_suzuki@nvvs.org)